

議案第 86 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 11 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
86号	1

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(守谷市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 守谷市職員の給与に関する条例(昭和31年守谷町条例第41号)第20条の2第3号及び第4号, 第20条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 守谷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年守谷町条例第144号)第6条第1号
(守谷市土砂等による土地の埋立て, 盛土及びたい積の規制に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 守谷市土砂等による土地の埋立て, 盛土及びたい積の規制に関する条例(平成3年守谷町条例第1号)第20条
- (2) 守谷市個人情報保護法施行条例(令和5年守谷市条例第4号)附則第3条第4項及び第5項

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については, なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ, なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において, 当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。), 旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは, 当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と, 旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ, なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については, 無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と, 有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と, 拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

議案	頁数
86号	2

(守谷市職員の給与に関する条例に関する経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の守谷市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案	頁数
86号	3

提案理由（議案第86号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることに伴い、当該語句を引用している条例について所要の改正を行うため、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
86号	4

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、</p>

86号	議案
5	頁数

参考資料

その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2から4まで (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 及び(3) (略)

6から8まで (略)

その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2から4まで (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 及び(3) (略)

6から8まで (略)

守谷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>（1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>（2）から（5）まで（略）</p>	<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>（1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>（2）から（5）まで（略）</p>

議案	86号
頁数	7

守谷市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>（罰則） 第20条 次の各号のいずれかに該当するものは，1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 （1）及び（2）（略）</p>	<p>（罰則） 第20条 次の各号のいずれかに該当するものは，1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 （1）及び（2）（略）</p>

議案	86号
頁数	8

守谷市個人情報保護法施行条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において一定の事務の目的を達成するために旧実施機関が保有していた特定の旧個人情報（実施機関が管理するものに限る。以下同じ。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であって、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において一定の事務の目的を達成するために旧実施機関が保有していた特定の旧個人情報（実施機関が管理するものに限る。以下同じ。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であって、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

86号	議案
9	页数

6 (略)

6 (略)

議案 86号	頁数 10
-----------	----------